渥美半島表浜海岸保全対策検討会設置規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「渥美半島表浜海岸保全対策検討会」(以下「検討会」)と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、渥美半島表浜海岸の侵食対策について、地域状況の変化に即した具体的 な方策を検討することを目的とする。

(構成等)

- 第3条 検討会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。
 - 2 検討会には、委員の互選により座長を置くものとする。
 - 3 座長は、検討会を代表し、会務を総括するものとする。
 - 4 座長に事故等のある場合は、座長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

(運営)

第4条 検討会は、座長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。 また、会議の議長は座長がこれにあたる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、愛知県東三河建設事務所に置くものとする。

(意見聴取)

- 第6条 幅広く意見を聴取するため、検討会とは別に意見交換会を開催するものとする。
 - 2 委員が必要と認めるときは、委員以外(参考人)に検討会への出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

(情報公開)

第7条 検討会は非公開とし、議事概要を愛知県建設局河川課のウェブページで公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て、定めるものとする。

附則

- この規約は、平成18年 8月 8日から施行する。
- この規約は、令和 5年 月 日から施行する。

渥美半島表浜海岸保全対策検討会委員

分 野	職名	氏 名
学識経験者	豊橋技術科学大学 教授	加藤 茂
	名古屋工業大学 教授	北野利一
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 水産工学部 水産基盤グループ 主幹研究員	大村 智宏
海岸管理者 及び 関係行政機関	愛知県 東三河農林水産事務所長	愛知 徹
	愛知県 東三河建設事務所長	齊藤 保則
	愛知県 三河港務所長	和田 亮一
	愛知県 農林基盤局 林務部 森林保全課長	青山義明
	愛知県 建設局 河川課長	西村 薫
	愛知県都市・交通局港湾課長	堀尾 朋宏
	豊橋市 産業部長	山本 誠二
	豊橋市 建設部長	前田 幸弘
	田原市 都市建設部長	鈴木 洋充

注 行政関係者の人事異動に伴う氏名の変更のみの場合は、規約の改定は行わない。